

審査基準及び標準処理期間

所属名	文化生活部生活衛生課生活営業係
内線番号	4757

No.	項目	内容
①	処分名	小組合設立の認可
②	法令名	生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律
③	法令番号	昭和32年法律第164号
④	根拠条項	第52条の4第1項
⑤	処分権者	京都府知事
⑥	法令の定め	<p>(生活衛生同業小組合) 第五十二条の四 政令で定める業種に係る組合の組合員は、その営業に関する共同施設を行うため、<u>厚生労働大臣(※)</u>の認可を受けて、組合の地区内の一部の区域を地区とする生活衛生同業小組合(以下「小組合」という。)を組織することができる。</p> <p>(※)生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律施行令第9条第1項の規定により、都道府県知事が処理することとされている。</p>
⑦	審査基準	<p>生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律第52条の4第2項 「環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(昭和54年11月15日付環指第162号厚生省環境衛生局長通知)第三 「環境衛生同業小組合の許可等について」(昭和54年12月27日付環指第174号厚生省環境衛生局長通知)</p>
⑧	経由機関名	
⑨	協議機関名	
⑩	標準処理期間	(⑪合計期間) 30日
	経由機関	
	協議機関	
	当該処分機関	30日
⑫	問合せ	生活衛生課生活営業係(075-414-4757)
⑬	備考	